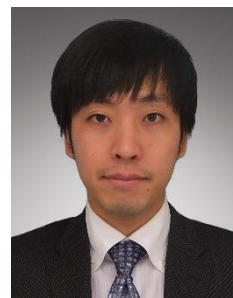


ミャンマー知的財産権制度の 最新状況

秋山国際特許商標事務所
(元ジェットロ・バンコク事務所)

石川勇介
(日本弁理士)



石川氏は、大手医療機器メーカーの研究・開発部門勤務後、弁理士資格を取得して秋山国際特許商標事務所に入所。その後、弁理士会を通じて日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に約1年6か月間駐在。主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、日本企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行う。2018年4月より帰国し、同事務所にて勤務。

ミャンマーでは、比較的安価な労働力、魅力的な人口、比較的高い経済成長率、親日的で勤勉な国民性等から「アジア最後のフロンティア」と称されるものの、現状、近代的な知的財産制度が存在しない。詳しく述べると、著作権法については1914年著作権法が現在も効力を有しているものの、外国人が創作した著作物に対する保護が不十分であること、罰則による抑止力に問題がある等、有効に機能しているとは言い難い状況である。

そのような状況のなか、2017年7月にミャンマー新知的財産法案（商標法案、著作権法案、意匠法案、特許法案）が国営新聞にて一般公開され、議会に提出されたことから、新知財法案の成立、施行への期待が高まることとなった。現在、同法案の成立、施行に向けた準備が鋭意進められている。

そこで、本稿では、1) 新知財法案の成立、施行時期の見込み、2) 新知財法案の骨子、3) 登記法から新商標法への「商標移行措置」、4) 新知財法案の成立に伴い日系企業・団体が準備しておくべきこと、について解説することとする。

なお、本稿の内容は、2017年7月に一般公開された新知財法案の内容、および知的財産権を所管するミャンマー教育省・ミャンマー法律事務所等から得られた情報に基づいて解説している点、ご留意頂きたい。

1) 新知財法案の成立、施行時期の見込み

上述の通り、新知財法案が議会で提出されてから、その後の動きがない状況が続いていたところ、2018年末になって急速な進展が見られた。以下、詳しく説明する。

ミャンマーの立法府は連邦議会制（2院制）を採用しており、上院（民族代表院）と下院（人民代表院）から構成されている。議会で法案が提出されると、両院において審議がなされ、両院の通過後、大統領による署名を経て法案成立となる。

新知財法案の法案成立・施行開始（出願受付開始）までの具体的流れと、現在の進捗状況をまとめると、概ね以下の図1の通りとなる。

法案提出（2017年7月）

⇒上院による法制委員会審議⇒本会議⇒上院通過（2018年2月）

⇒下院による法制委員会審議⇒本会議⇒下院通過（2018年12月）

⇒両院評議会で審議⇒評議会通過⇒大統領による署名⇒法案成立（2019年1月30日）

⇒その後、知財庁設立⇒規則・ガイドラインの制定⇒施行開始（出願受付開始）

図1：新知財法案の進捗状況

新知財4法案が2018年12月に下院を通過、同4法案のうち、商標法案・意匠法案が先行して2019年1月に評議会を通過し、大統領署名を経て法案成立に至った。著作権法案・特許法案についても速やかに法案成立に至るものと予想される。

一方で、法案成立から施行開始までに要する期間については、半年から1年程度かかると予想されている。根拠としては、（1）直近で「ミャンマー新会社法」が2017年12月に法案成立してから施行開始（2018年8月）までに約9か月要していること、（2）注目の高い商標法案において、既に存在する登記法から新商標法への「商標移行措置」に関する規則・ガイドラインの策定に時間を要していることが挙げられる。

いずれにしても、商標法案・意匠法案が成立したことの経済に与える影響は大きく、ミャンマーへの注目が一層高まると言えるだろう。

2) 新知財法案の骨子

以下、「新知財法案の骨子」について箇条書きにて説明する。

<知財法案全体>

- ・出願はミャンマー語または英語で行うことができる。登録官はミャンマー語または英語への翻訳を要求することができる。
- ・先願主義を採用している。
- ・登録前異議申立制度を採用している。
- ・知財法案において知的財産局、登録官、審査官の機能と義務が規定されている。
- ・登録後の無効申立、取消申立については、登録官に対して申立を行う。
- ・登録官の決定に不服がある場合には局長に対し申立することができ、また局長の決定に不服がある場合には、裁判所に対し上訴することができる。
- ・権利行使において、商標権、著作権侵害に対しては税関差止の手続規定がある。また、商標権・著作権侵害に対しては刑事罰があり、仮処分のための手続がある。

<商標法案>

- ・標章の定義：「名前、文字、数字、形状、色の組合せを含む視覚し得る標識またはそれら標識の組合せであって、ある者の事業の商品または役務を他者の事業の商品または役務から区別することができるもの」と規定されている（同法第2条）。
- ・保護要件：「絶対的拒絶理由（識別力無し、公序良俗違反等）」または「相対的拒絶理由（登録商標や周知商標との誤認混同等）」に該当する標章は登録されない（同法第10条、第11条）。
- ・権利期間：出願の日から10年間存続し、10年毎に所定の料金を支払うことで更新することができる（同法第31条）。
- ・出願公開：方式審査、実体審査（絶対的拒絶理由）を経て公開される（同法第20条）。
- ・異議申立、登録：公開後60日以内に絶対的、相対的拒絶理由に基づいて異議申立ができる（同法第23条）。異議申立が期間内になされなければ登録となる（同法第25条）

<著作権法案>

- ・保護対象：本、演説、演劇、音楽作品、視聴覚作品、建築作品などの文学的または美術的作品のほか、翻訳や翻案、編集作品等の二次的著作物も保護対象となる（同法第10条）。
- ・著作者の権利：「経済権」と「人格権」がある（同法第14-18条）。経済権には複製権、翻訳権、頒布権、貸与権、上演権、および公衆送信権などがある。人格権には、氏名表示権、同一性保持権などがある。
- ・保護期間：「経済権」は、著作者の生存の間および死後50年間存続する。「人格権」は、著作者の生存の間および死後無期限で存続する。
- ・著作隣接権：対象は実演家、レコード製作者、放送事業者などである（同法第34-39条）。権利期間は実演等の後から起算して50年後の年末まで存続する。

<意匠法案>

- ・意匠の定義：「一部または全部の工業（産業）製品あるいは手工業製品の外観であって、その製品自体および/またはその装飾の線、輪郭、色彩、形状、表面若しくは模様の特徴から生じるもの」と規定されている（同法第2条）。
- ・保護要件：新規性、独創性のある意匠であること（同法第10条）。一方で、技術的な特徴のみの意匠、公序良俗違反の意匠は保護されない（同法第13条）。
- ・権利期間：出願の日から5年間存続し。その後5年間の延長を2回行うことができる（最大15年間）（同法第39条）。
- ・出願公開：方式審査、実体審査（意匠の定義に合致すること、公序良俗に違反しないこと）を経て公開される（同法第25条,第27条）。
- ・異議申立、登録：公開後60日以内に新規性、独創性欠如等の理由に基づき異議申立ができる（同法第28条）。異議申立がなされなければ登録となる（同法第30条）。
- ・その他：秘密意匠制度（出願日から18か月）が存在する（同法第33条）。

<特許法案>

- ・発明の定義：「物または方法の創作であって、技術分野における特定の課題を実際に解決するもの」と規定されている（同法第2条）。

- ・保護要件：新規性、進歩性、産業上利用可能性を有すること（同法第 10 条）、非登録要件に該当しないこと（同法第 11 条）、そのほか記載要件や単一性を有することが必要とされる（同法第 19-20 条, 第 24 条）。
- ・存続期間：出願の日から 20 年間存続する（同法第 44 条）。
- ・出願公開：出願から 18 か月経過後に公開される（同法第 29 条）。
- ・異議申立：公開後 3 か月以内に新規性、進歩性等の拒絶理由に基づいて異議申立ができる（同法第 30 条）。
- ・審査請求：出願から 36 か月以内に審査請求しないと登録されない（同法第 23 条）。

3) 登記法から新商標法への「商標移行措置」

商標法案第 92 条には「法施行前に登記法の下、登記所で登録された標章の所有者は、登記商標に関する権利を享受するために商標申請を行うことができる」との経過措置が規定されている。そのため、既に登記された商標に対して所定の条件を満たせば、新商標出願の際に「優遇措置（優先権）」が与えられる見込みである。一方で、登記商標の所有者が、新商標出願の受付開始日から所定期間内に（移行期間内に）商標出願を行わない場合には、当該優遇措置（優先権）を享受できなくなる。

以下に示す図 2 は、ジェトロバンコクとミャンマー教育省との意見交換に基づいて作成された「商標移行措置」の詳細である。

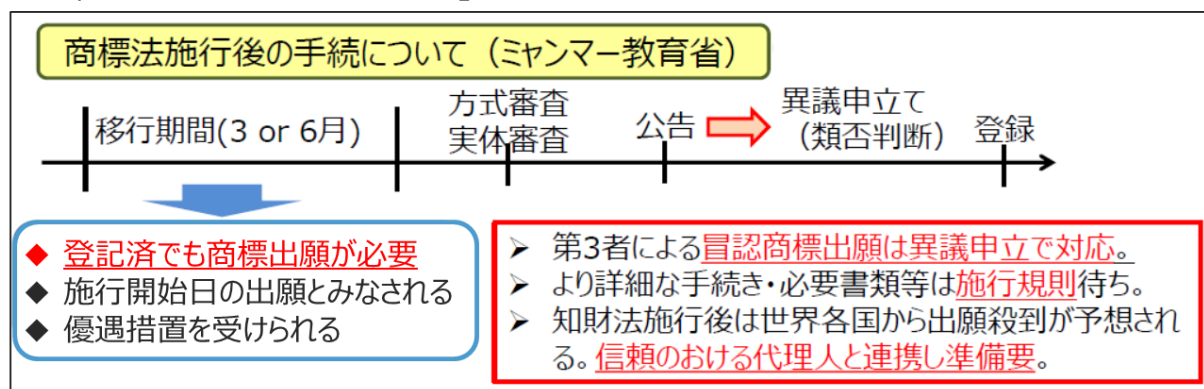


図 2：「商標移行措置」の詳細¹

¹ JETRO バンコク事務所（2018 年 5 月 30 日）「ASEAN 知財概況紹介」（ジェトロ・特許庁主催 ASEAN 知財動向報告会），p.9, <https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/meeting20180530_1.pdf>

実際に「優遇措置」を受けるために必要と検討されている証明書類は、以下の通りとされている。

- (1) 「登記商標の証明書原本」
- (2) 「登記商標の正当な承継人であることを説明する書面」
- (3) 「商品・役務に関連して、自身の業務に関して登記商標を継続して使用していることを説明する書面」
- (4) 「商品・役務が登記商標の指定商品・役務を含むことを説明する書面」
- (5) 「過去から今に至るまでマークの変遷がある場合、マークの変遷に関する書面」

ここで(3)においては、「新聞広告」以外の証拠書類を提出することが検討されており、例えば、企業間のコミュニケーションに基づく書類、取引の請求書、領収書等の提出が要求される見込みである。本件は、確定事項ではない点、ご留意頂きたい。一方で、時期を見てミャンマー代理人と連携し、上記書類を整理しておくことをお勧めしたい。

4) 新知財法案の成立に伴い日系企業・団体が準備しておくべきこと

新知財法案（特に新商標法案）が成立し、近い将来に施行開始となるところ、新商標出願の受付開始直後は、出願が殺到すると予想される。当該状況において、日系企業・団体は、法施行前にどのような準備をすべきだろうか。以下、複数のミャンマー法律事務所からの聞き取り調査から得られた情報に基づいてアドバイスしたい。

(1) 登記法で登記された商標の「優遇措置」を受けたい場合には、当該優遇措置を受けるための証拠書類を準備するべきである。具体的には、①「登記商標の証明書原本」、②「新聞広告による警告通知」の提出が少なくとも必要となるであろう。

①「証明書原本」を紛失した場合には、「認証コピー」を早めに準備しておくことをお勧めしたい。

(2) 「優遇措置」を受けるための証拠（使用証明の証拠）として、②「新聞広告による警告通知」だけではなく、「ミャンマー市場での取引書類」についても準備するべきである。

(3) 登記してから数年以上経過している商標であって、最新の形態、指定商品／役務、住所／氏名等の情報に変更が生じている場合には、当該最新の情報に基づいて「優遇措置」を受けるべく、再登記をして商標を保護することをお勧めする。

(4) 商標法案において「相対的拒絶理由」の判断は、第三者による「異議申立て」に委ねられている点に留意する必要がある。自社においてキーとなる商標については、関連する商品・役務全てを保護しておくべきである。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)